

ら統合に努めます。

観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

#### ④法定協議会への移行時期について

阿蘇中部4町村合併推進協議会は、これまで十三回の協議を重ねてきましたが、実質的に法定協議会と同じ協議をしております。

法定協議会に移行了した場合、合併特例交付金等財政面でのメリットもあり、今回法定協議会への移行時期について提案をしています。

以上、次回協議予定の四項目について事務局から事前説明を行いました。八月十二日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

### 報告事項

#### ○新電算システム構築委託業者の選定審査結果について

これまで、各町村職員二十四名で構成する選定委員会において、審査を行ってきた新市における新電算システム構築委託業者について、株式会社RKKコンピュータサービスに決定したことを報告しました。

具体的つめの中で、経費の節減にさらに取り組んでいくこと、実際の契約については、予算が必要であることから、議会の承認をいただきたいうえで行うことについてあわせて確認しました。

### その他

#### ○阿蘇町区長会からの要望書の件について

六月十三日に、阿蘇町の区長会から、河崎会長あてに要望書が出されたことを報告しました。

この件について、阿蘇町の松永委員から「十六日付けで阿蘇町区長会から会長・副会長・役員十二名の連名で、合併後の議員の在任特例や報酬について二億円程度の経費がかかり、合併の趣旨である経費削減に合わず、再協議をして欲しいとの要望書が議会に対しても出されている」ことが報告され、「全員協議会を開催したが、趣旨は全くそのとおりであり、議会議員は住民の代弁者であり民意を尊重するのは当然。これについて真摯に受け止めた。町議会としては、在任特例について再検討の必要がある」と判断した。在任特例を採用することにより経費が増大することも事実。各町村委員・議員も真摯に受け止め、住民が納得できうる説明責任を果たさなければならぬと考える。どうか議員自らの問題であることを十分ご理解のうえ検討いただき、本協議会の議案として協議をしてほしい」との意見がございました。

これに対して、産山村の井委員から「財政事情が厳しいことは理解している。そのため、類似の市（山鹿市、水俣市等）にあわせれば報酬が

高くなるので調整するように言ってきた（結果として4町村の中での調整になった）。

しかし、産山や波野のような小さな自治体では、合併に対する不安が大きい。阿蘇町、一の宮町に埋没してしまうのではないかと心配が住民にあるのも事実。在任特例二年で小さな自治体の意見を反映させてもらいたい。村内でも住民説明会で十分説明をする。小さな自治体のことも考慮していただき、周辺部が心配せずに合併に臨めるようお願いしたい。ぜひ協議会では取り上げず、阿蘇町は産山、波野の意見を伝えていただいて町民に理解を求めてもらいたい」との意見が出されました。

また、協議会顧問である岩下地域振興局長から、中立的立場として「合併の主眼は、行政改革にあることは当然であり、国・地方の財政は危機的な状況にある。その意味では、区長会からの御要望はごもつともであると認識しているが、そもそも合併成就あつてのことながら。ただ、在任特例の適用については、行政改革の視点のみでは割り切れない重要性を持つている。

当協議会は、法定協同様、民間学識経験者を委員に加え、地域の総意が反映される体制のもと、具体的協議事項については各町村に持ち帰り、町村単位で検討した上で協議会の場

でひとつひとつ合意が形成されてきたものと理解している。

「在任特例」適用が承認されたのは、①議員定数が合併後から一気に大幅に減少することになれば、周辺部地域の住民の民意が十分に反映されないことになるのではないかと②不安③新市の施行に向けて廃置分合の議決を行った関係町村の議員が、廃置分合の意思を固める基礎となつた新市の建設計画や合併協議事項について、新市における予算編成、さらには、決算等の結果を踏まえて、二年目の当初予算を編成するとともに、設置選挙で選ばれた首長とともに合併後に調整することとされている項目の具体化や新たな組織体制を押し進め、合併後の円滑なスタートを確実なものとした後に、選挙を行うことが期待されたこと等を背景にしている。

特に中部4町村の場合は、その地理的な特性上、中心地域と周辺地域との均衡ある発展に配慮が必要で、在任特例とした意義は大きいと考えている」といった意見が出されました。

この件については結論が出ず、それぞれ意見を各町村に持ち帰り審議することで合意しました。

なお、協議会議事録については、準備が出来次第ホームページで掲載させていただきます。